

電気需給約款 新旧対照表

I 総則

該当条項	変更前	変更後
第1条1項	株式会社吉田石油店（以下「当社」といいます）は、株式会社エネクスライフサービス（以下「本小売電気事業者」といいます）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、本小売電気事業者が当社との取次委託契約にもとづき本小売電気事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	株式会社エネクスライフサービス（以下「当社」といいます。）は、本小売電気事業者（第2条（用語の定義）第25項に規定する「本小売電気事業者」をいい、以下本条において同様とします。）の取次ぎをしており、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に本小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。
第2条11項	一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、本契約および当社と本小売電気事業者との取次業務委託契約にもとづき本小売電気事業者がお客さまに電気を供給することをいいます。	一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、 <u>本小売電気事業者が、小売電気事業として、お客さまに電気を供給することをいいます。</u>
第2条15項	(1) 本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所として取り扱い、これによりがたい場合には、次号および第(3)号によります。なお、この場合において、1構内をなすものとは、柵塀その他の客観的なしや断物によって明確に区画され、公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。 (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、次号によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者お	本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、 <u>その内容は託送供給等約款の定めによります。</u>

	<p>よび使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、以下によります。</p> <p>(a) 居住用の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、以下のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所とします。</p> <p>イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>ロ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ハ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>(b) 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所とします。</p> <p>(c) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(b)に準ずるものとします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(a)に準ずるものとします。</p> <p>(d) その他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とします。</p> <p>(4) 需要場所についての特別措置</p> <p>(a) 適用</p> <p>特例設備 ((b)で定めるところによります。)が施</p>	
--	--	--

	<p>設された区域または部分のお客さまから、この特別措置の適用の申し出がある場合は、当社、本小売電気事業者および一般送配電事業者との協議の結果、前(3)号の定めによらず、託送供給等約款の規定にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。</p> <p>(b) 特例設備は、以下のものをいいます。</p> <p>イ 急速充電設備等 電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p> <p>ロ 認定発電設備等 電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p>	
第 2 条 25 項	当社との取次委託契約にもとづき、お客さまに電気を供給する小売電気事業者である株式会社エネクスライフサービス（小売電気事業者番号 A0366）をいいます。	当社との取次ぎ業務委託契約に基づきお客さまに電気を供給する小売電気事業者である <u>九電みらいエナジー株式会社（小売電気事業者登録番号 A0193）</u> をいいます。
第 2 条 26 項.夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。	記載なし
第 2 条 27 項.その他季	毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。	記載なし
第 3 条 1 項	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める電気需給約款が改定された場合、当社が小売電気事業者としてお客さまに電気を供給することとなった場合、その他当社または本小売電気事業者が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める <u>取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合、その他当社が必要とした場合には、</u> 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知する

	<p>交付します。</p>	<p>こととします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>
第3条3項	<p>本約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>(2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。</p>	<p><u>本約款に記載する供給条件その他のお客さまとの本契約に関する供給条件（以下「本約款等」といいます。）の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前の書面交付および供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合、</u>お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。<u>なお、お客さまが、本約款等の変更に従い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</u></p> <p>(1) <u>供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、</u>当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>(2) <u>供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、</u>当社が適切と考える方法により行い、<u>本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約年月日、</u>当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(3) 上記にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および<u>供給条件に関する契約変更前の書面交付については、</u>説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。</p>
第3条4項	<p>お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等、本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく当社が適切と考</p>	<p>お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、<u>供給条件に関する契約締結後の書面については、</u>遅滞なく当社が適切と考える方法により</p>

	<p>える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。</p>	<p>お客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。<u>お客さまが契約締結後の供給条件に関する書面の再交付をご希望の場合には当社お問い合わせ先までご連絡ください。</u></p>
第3条5項	<p>本契約が本約款および需給契約の定めに従い変更された場合、契約変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約更新前および変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>(1)供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更事項のみを説明し、記載します。</p> <p>(2)供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更事項並びに供給地点特定番号を記載します。</p>	<p>(削除)</p>
第3条5項	<p>お客さまには、託送供給等約款等に需要者としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p>	<p>お客さまには、<u>託送供給等約款に定める「需要者」</u>としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p>
第3条6項	<p>お客さまには、託送供給等約款等に需要者としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>一般送配電事業者から給電指令が発せられたときには、お客さまにはこれに従っていただきます。</u></p>
第5条	<p>本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつど当社とお客さまとの協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者または本小売電気事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者または本小売電気事業者と協議をしていただく必要があります。</p>	<p>本約款の実施上必要な細目的事項および本約款により<u>難しい事項</u>については、<u>本約款の趣旨に則り、そのつど当社とお客さまとの協議によって定めます。</u>なお、お客さまは、<u>本小売電気事業者または一般送配電事業者が、取次ぎ業務委託契約、本小売電気事業者の取次ぎ供給条件および取次ぎ契約条件、または託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、本小売電気事業者または一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。</u></p>

II 契約の申込み

該当条項	変更前	変更後
第6条1項	<p>本契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社の定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない本契約の申込みについて、当社は受け付けません。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>	<p>本契約の申込みは、あらかじめ本約款を<u>承諾</u>のうえ、当社の定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない本契約の申込みについて、当社は受け付けません。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>
第6条3項	<p>お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。</p>	<p>お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ<u>当社または本小売電気事業者</u>が通知することがあります。</p>
第6条4項	<p>無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給（ただし、経過措置期間経過後は一般送配電事業者による最終保障供給）を受けたとするか、当該無契約状態による電気の使用が開始した日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。お客さまがいずれかを選択していただけない場合、お客さまからの本契約の申込みについて、当社は受け付けません。</p>	<p>無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し<u>電気需給契約</u>の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給（ただし、経過措置期間経過後は一般送配電事業者による最終保障供給）を受けたとするか、当該無契約状態による電気の使用が開始した日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。お客さまがいずれかを選択していただけない場合、お客さまからの本契約の申込みについて、当社は受け付けません。</p>
第7条	<p>本契約は、当社が、お客さまからの前条（本契約の申込み）第1項の申込みを承諾したときに、本契約の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。</p>	<p>本契約は、当社が、お客さまからの前条（本契約の申込み）第1項の申込みを承諾したときに、<u>お客さまへの電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、一般送配電事業者からの承諾がえられることを停止条件として、</u>本契約の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。</p>
第8条	<p>当社は、1 供給地点特定番号について 1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。</p>	<p>当社は、1 供給地点特定番号について 1 契約種別を適用して、<u>1 本契約</u>を結びます。</p>

第9条1項	<p>当社は、第7条（本契約の成立）に定める承諾をしようとするときは、お客さま、一般送配電事業者および本小売電気事業者と協議のうえ需給開始日を定め、本小売電気事業者は、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。なお、当社は、第6条（本契約の申込み）第4項にもとづきお客さまが無契約状態による電気の使用が開始した日より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態による電気の使用が開始した日を需給開始日とすることとします。</p>	<p>当社は、第7条（本契約の成立）に定める承諾をしようとするときは、<u>お客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者、および本小売電気事業者と協議のうえ供給開始日を定め、供給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。</u>なお、当社は、第6条（本契約の申込み）第4項にもとづきお客さまが無契約状態による電気の使用が開始した日より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態による電気の使用が開始した日を<u>供給開始日とすることとします。</u></p>
第9条2項	<p>当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためてお客さま、一般送配電事業者および本小売電気事業者と協議のうえ需給開始日を定めることとします。</p>	<p>当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に本小売電気事業者による電気の供給を開始できないことが明らかとなった場合には、<u>あらためてお客さまと協議するものとし、かかる協議を踏まえ、一般送配電事業者、および本小売電気事業者と協議のうえ供給開始日を定めることとします。</u></p>

III 契約種別および料金

該当条項	変更前	変更後
第10条1項	<p>1. ラブちゃんでんき中国 A</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量（最大需要容量）が6キロボルトアンペア未満であることとします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>(3) 電気料金 1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と</p>	<p><u>標準プラン A</u></p> <p><u>(1) 適用条件</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、使用する電力容量（最大需要容量）が6キロボルトアンペア未満であることとします。</u></p> <p><u>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</u></p> <p><u>(3) 電気料金</u> <u>1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と</u></p>

します。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等)に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	657 円 84 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 85 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 46 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 69 銭

ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	<u>712 円 67 銭</u>
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>32 円 83 銭</u>
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>39 円 51 銭</u>
	上記超過 1 キロワット時につき	<u>41 円 63 銭</u>

第 10 条 2 項

ラブちゃんでんき中国 B
 (1) 適用条件
 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。
 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

標準プラン B
 (1) 適用条件
電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。
 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧

<p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000</p> <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平</p>	<p>200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000</p> <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> <p>契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>
--	--

	<p>均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="284 528 858 629"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>376 円 55 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="284 819 858 1160"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>30 円 15 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 25 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 82 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	376 円 55 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 15 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 25 銭	上記超過 1 キロワット時につき	36 円 82 銭	<table border="1" data-bbox="895 98 1479 197"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>431 円 90 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="895 483 1479 824"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>30 円 14 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 23 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>38 円 10 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 14 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 23 銭	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 10 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	376 円 55 銭																	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 15 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 25 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	36 円 82 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭																	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 14 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 23 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 10 銭																	
<p>第 10 条 3 項</p>	<p>ラブちゃんでんき中国低圧</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 [ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を</p>	<p>記載なし</p>																

施設することがあります。]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の 入力の もの から	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの の入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般

送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円を下回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	981 円 20 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条26.に記載の期間とし、その他季とは、第2条27.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×130 キロワット時までの1キロワット時あたり	27 円 00 銭
	上記超過1キロワット時につき	40 円 47 銭
その他季料金	契約電力×130 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 71 銭
	上記超過1キロワット時につき	38 円 54 銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

IV 使用電力量の計量ならびに料金の算定および支払い

該当条項	変更前	変更後
第11条	料金は、第9条（供給の開始）にもとづき決定された需給開始日から適用します。	料金は、第9条（供給の開始）にもとづき決定された供給開始日から適用します。
第12条2項	計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般	計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般

	送配電事業者と本小売電気事業者との協議により決定した値とします。この場合、当社は、すみやかに本小売電気事業者から報告を受けた一般送配電事業者との協議により決定された値について、お客さまに通知します。	送配電事業者と本小売電気事業者との協議により決定した値とします。この場合、当社は、すみやかに <u>一般送配電事業者と本小売電気事業者との協議により決定された値</u> について、 <u>本小売電気事業者から報告を受け、お客さまに通知</u> します。
第 13 条 2 項	<p>前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p> <p>(1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合。</p> <p>(2) <u>契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u></p> <p>(3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p>	<p>前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p> <p>(1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p>(2) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p>
第 14 条	<p>当社は、<u>お客さまに本契約にもとづく</u>電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。</p> <p>(1) 当社は、第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第 2 項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(a) 基本料金は、別紙 6（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。</p> <p>(b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙 6（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の電力量料金適用上の電力量区分については、別紙 6（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。</p> <p>(c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙 6（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。</p> <p>(d) 前各号によりがたい場合は、これに準じ</p>	<p>当社は、電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。</p> <p>(1) 当社は、第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第 2 項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(a) 基本料金、<u>最低料金、最低月額料金もしくは最低料金または最低月額料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別紙 5（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。</u></p> <p>(b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて<u>別紙 5（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。</u>ただし、従量電灯の<u>最低料金適用電力量および電力量料金適用上の電力量区分については、別紙 5（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。</u></p> <p>(c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日</p>

	<p>て算定いたします。</p> <p>(2) 第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(1)号または第 2 項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。また、第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(2)号または第 2 項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙 5 (日割計算の基本算式) 1.(4) により算定いたします。</p> <p>(d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(1)号または第 2 項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。また、第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(2)号または第 2 項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>
第 15 条 1 項	<p>電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、紙媒体、または当社指定のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該請求書の提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。</p>	<p>電気料金その他お客さまにご請求する金額 (以下「料金等」といいます) の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として 1 月あたり 165 円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>
第 15 条 2 項	<p>支払期日は、検針日の属する月の翌々月 27 日までとします。</p>	<p>支払期日は、検針日の属する月の翌月末日とします。ただし、当該日が営業日ではない場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。</p>
第 15 条 3 項	<p>電気料金については毎月、以下の方法により支払っていただきます。</p> <p>(1) 口座振替 (お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法をいいます。)</p> <p>(2) クレジット引き落とし (お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる</p>	<p>料金等については毎月、当社の指定する以下の方法により支払っていただきます。</p> <p>(1) クレジット引き落とし</p> <p>当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。</p> <p>(2) 口座振替</p> <p>当社が料金等の債権の譲受会社 (以下「譲受</p>

	<p>場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。)</p> <p>(3) 銀行振込 (お客さまが料金を当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。)</p> <p>(4) その他 (別途当社が定める方法により支払っていただきます。)</p>	<p><u>人」といいます。)</u>の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。</p> <p><u>(3)口座振替 (決済代行)</u></p> <p><u>当社の指定する決済代行会社との契約にもとづき、お客さまの指定する口座から毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。</u></p>
第 15 条 4 項	<p>お客さまが料金を前項(1)、(2)、(3)または(4)により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>(1) 前項第(1)号により支払われる場合は、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>(2) 前項第(2)号により支払われる場合は、電気料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 前項第(3)号により支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(4) 前項第(4)号により当社が定める方法により支払いの確認が取れたとき。</p>	<p><u>料金等は、前項に指定する方法にて支払いがあった場合に、当社に対する支払いがなされたものとします。</u></p> <p><u>(1)前項第(1)号クレジット引き落としによる場合、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>(2)前項第(2)号口座振替による場合、料金等がその譲受人より当社が指定した金融機関に払い込まれるとき。ただし、電気需給期間中に発生したお客さまの料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客さまは当該料金等債権 (以下「譲渡対象債権」といいます。)の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとします。</u></p>
第 15 条 5 項	<p>お客さまに請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受ける費用 (以下「工事費等」といいます。)の支払いについては、一般送配電事業者からの請求を踏まえて本小売電気事業者が当社に請求をするつど、当社が定める支払期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。</p>	<p>お客さまに請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき発生し当社が一般送配電事業者または本小売電気事業者から請求を受ける費用 (以下「工事費等」といいます。)の支払いについては、<u>当社が一般送配電事業者または本小売電気事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。</u></p>
第 16 条 1 項	<p>お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p>	<p>お客さまが、<u>支払期日を経過しても料金その他の本契約にもとづき発生する金銭債務の支払いを行わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けることがあります。</u></p>

第 16 条 2 項	<p>遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式（消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6%の割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。</p> <p>（算式）：再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times \frac{10}{110}$</p>	<p>遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式（消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 6%の割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額とします。</p> <p>（算式）：再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times \frac{10}{110}$</p>
第 16 条 3 項	<p>延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>遅延利息は、お客さまが遅延利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>
第 17 条 1 項	<p>当社は、第 6 条（本契約の申込み）第 1 項の申込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先立って、そのお客さまの予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p>	<p>当社は、第 6 条（本契約の申込み）第 1 項の申込みをされるお客さまから、<u>本小売電気事業者による供給の開始に先立って</u>、そのお客さまの予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p>
第 17 条 4 項	<p>当社は、第 2 項に規定する保証金の預かり期間経過後、または第 27 条（お客さまの申し出による解約）もしくは第 28 条（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定により需給契約が終了したときは、保証金（前項に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しします。</p>	<p>当社は、第 2 項に規定する保証金の預かり期間経過後、または第 27 条（お客さまの申し出による解約）もしくは第 28 条（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定により本契約が終了したときは、保証金（前項に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しします。</p>

V 供給

該当条項	変更前	変更後
第 18 条	<p>本小売電気事業者が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められ、当社が本小売電気事業者から連絡を受けた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更していただきます。</p>	<p>本小売電気事業者が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに<u>変更することを求められた場合には</u>、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更していただきます。</p>
第 19 条 3 項	<p>(1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送</p>	<p>(1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送</p>

	<p>配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>(a)負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>(b)負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>(c)負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>(d)著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>(e)その他(a)から(d)に準ずる場合</p>	<p>配電事業者もしくは他の<u>小売電気事業者</u>の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>(a)負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>(b)負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>(c)負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>(d)著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>(e)その他(a)から(d)に準ずる場合</p>
第 19 条 6 項	<p>お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。</p>	<p>お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、<u>本小売電気事業者</u>または一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。</p>
第 20 条 1 項	<p>以下の各号のいずれかに該当した場合、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>(2) お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>(3) 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合</p>	<p>以下の各号のいずれかに該当した場合、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>(2) お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合、<u>一般送配電事業者の供給設備または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合</u></p> <p>(3) 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合</p>
第 20 条 2 項	<p>下記各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者から本小売電気事業者がその旨の警告を受けた場合で、本小売電気事業者から連絡を受けた当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によ</p>	<p>下記各号のいずれかに該当し、<u>本小売電気事業者</u>または一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により電気の供給の停止が</p>

	<p>り電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1) お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合</p> <p>(2) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合</p> <p>(3) 前条（お客様の協力）第2項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、お客様が本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社、本小売電気事業者もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合</p> <p>(4) 前条（お客様の協力）第3項第(1)号および第(2)号によって必要となる措置を講じない場合</p> <p>(5) 前条（お客様の協力）第3項第(3)号に反してお客様が一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合</p> <p>(6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>(7) お客様が動力電力を利用されている場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合</p>	<p>行われることがあります。</p> <p>(1)お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合</p> <p>(2)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合</p> <p>(3)前条（お客様の協力）第2項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、お客様が本約款において、<u>本小売電気事業者または一般送配電事業者の求めに応じること、本小売電気事業者または一般送配電事業者に権限を付与することもしくは本小売電気事業者または一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社、本小売電気事業者もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合</u></p> <p>(4)前条（お客様の協力）第3項第(1)号および第(2)号によって必要となる措置を講じない場合</p> <p>(5)前条（お客様の協力）第3項第(3)号に反してお客様が一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合</p> <p>(6)契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>(7)お客様が動力電力を利用されている場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合</p>
<p>第20条3項</p>	<p>以下のいずれかに該当するものとして、本小売電気事業者が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、本小売電気事業者から連絡を受けた当社がお客様に対し、第18条（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客様が、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合</p> <p>(2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る</p>	<p>以下のいずれかに該当するものとして、<u>当社が</u>本小売電気事業者<u>または一般送配電事業者</u>から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客様に対し、第18条（適正契約の保持）にもとづく<u>本小売電気事業者または一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客様が、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。</u></p> <p>(1)契約電力をこえて接続供給を利用する場合</p> <p>(2)接続供給電力が契約電力を継続して下回る</p>

	<p>場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）</p>	<p>場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）</p>
<p>第 22 条</p>	<p>以下の各号の場合、お客さまは、工事費等を負担していただきます。なお、当社は本小売電気事業者からの請求を踏まえ、原則として工事費等の対象となる工事等の着手前に当該費用を申し受けます。</p> <p>(1) 本契約にもとづく供給開始にあたって、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(2) お客さまの都合による契約電力の変更により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(3) お客さまから依頼を受けた当社が、本小売電気事業者を通じて一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に依頼し、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、その工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(4) お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、変更にともない新たに施設した供給設備にかかる工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(5) その他お客さまの都合にもとづく事情により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の費用負担を求められた場合</p> <p>(6) お客さまの事由による受電設備の移設等にともない、本小売電気事業者が設置した通信設備を移設する必要が生じ、本小売電気事業者が費用負担を求めた場合</p>	<p>以下の各号の場合、<u>本小売電気事業者から当社への請求を踏まえ、</u>当社はお客さまに請求し、お客さまは、工事費等を負担していただきます。なお、当社は、<u>原則として工事費等の</u>対象となる工事等の着手前に当該費用を申し受けます。</p> <p>(1) 本契約にもとづく供給開始にあたって、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(2) お客さまの都合による契約電力の変更により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(3) <u>お客さまが、当社または本小売電気事業者</u>を通じて一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に依頼し、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、その工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(4) お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、変更にともない新たに施設した供給設備にかかる工事費等の費用負担を求められた場合</p> <p>(5) その他お客さまの都合にもとづく事情により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の費用負担を求められた場合</p> <p>(6) お客さまの事由による受電設備の移設等にともない、<u>一般送配電事業者が設置した通信設備を移設する必要が生じ、本小売電気事業者が一般送配電事業者からその費用負担を</u>求められた場合</p>

<p>第 23 条 1 項</p>	<p>お客さまが以下のいずれかに該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当社が一般送配電事業者から請求を受けた本小売電気事業者から、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。</p> <p>(a) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合</p> <p>(b) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合</p> <p>(c) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>(d) お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合</p>	<p>お客さまが以下のいずれかに該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払いを免れたとして、<u>本小売電気事業者が一般送配電事業者からその免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合、当社はお客さまに請求し、お客さまは当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。</u></p> <p>(a) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合</p> <p>(b) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合</p> <p>(c) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>(d) お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合</p>
<p>第 23 条 2 項</p>	<p>お客さまの故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から請求を受けた本小売電気事業者から、修理可能の場合における修理費、または亡失もしくは修理不可能の場合における帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償を求められた場合、お客さまは、当社に対しその求められた賠償相当額を支払うものとします。</p>	<p>お客さまの故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、託送供給等約款にもとづき、<u>本小売電気事業者が一般送配電事業者から、修理可能の場合における修理費、または亡失もしくは修理不可能の場合における帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償を求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合、当社はお客さまに請求し、お客さまは当社に対しその求められた賠償相当額を支払うものとします。</u></p>
<p>第 24 条 3 項</p>	<p>当社および本小売電気事業者が故意または過失がある場合を除き、当社および本小売電気事業者はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>当社または本小売電気事業者が故意または過失がある場合を除き、当社および本小売電気事業者は、<u>お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p>
<p>第 25 条 1 項</p>	<p>地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等の以下の各号のいずれにも該当する事由（以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社および本小売電気事業者が本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社および本小売電気事業者は、お客さまに損害についての賠償の責</p>	<p>地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等の以下の各号のいずれにも該当する事由（以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社が本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社および本小売電気事業者は、お客さまに損害についての賠償の責めを負わないこととし</p>

	<p>めを負わないこととします。</p> <p>(1) お客さま、または当社および本小売電気事業者によって制御できない事由であること。</p> <p>(2) その発生が、お客さま、または当社および本小売電気事業者の責めとならない事由であること。</p> <p>(3) お客さま、または当社および本小売電気事業者が事前に想定できなかつた事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、回避できなかつたこと。</p> <p>(4) お客さま、または当社および本小売電気事業者が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、回避できなかつたこと。</p>	<p>す。</p> <p>(1) お客さま、または当社および本小売電気事業者によって制御できない事由であること。</p> <p>(2) その発生が、お客さま、または当社および本小売電気事業者の責めとならない事由であること。</p> <p>(3) お客さま、または当社および本小売電気事業者が事前に想定できなかつた事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、回避できなかつたこと。</p> <p>(4) お客さま、または当社および本小売電気事業者が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、回避できなかつたこと。</p>
--	--	---

VI 契約期間、変更及び終了

該当条項	変更前	変更後
第 26 条	<p>契約期間は、以下によります。</p> <p>(1) 契約期間は、需給開始日から 1 年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが次条（お客さまの申し出による解約）第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</p> <p>(2) 契約期間満了日の 30 日前までに当社に本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も 1 年ごと（お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。</p>	<p>契約期間は、以下によります。<u>なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、本小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>(1) 契約期間は、<u>供給開始日</u>から 1 年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 27 条第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行っ</p>

		<p>た日に本契約が終了するものとします。</p> <p>(2) 契約期間満了日の 30 日前までに当社に本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も 1 年ごと（お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。</p>
第 27 条 1 項	<p>前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。</p>	<p>前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。</p>
第 27 条 2 項	<p>本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた解約期日に終了します。</p> <p>(1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。</p> <p>(2) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者が行えない場合、本契約はお客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了します。</p>	<p>本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた解約期日に終了します。</p> <p>(1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、お客さまと当社との協議によって定めた日に本契約を終了するものとします。</p> <p>(2) 当社または本小売電気事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者が行えない場合、本契約は本小売電気事業者によるお客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了します。</p>
第 27 条 3 項	<p>お客さまが第 1 項による本契約の解約を行う場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるために必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。</p>	<p>お客さまが第 1 項による本契約の解約を行う場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、本小売電気事業者によるお客さまへの電気の供給を終了させるために必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとしま</p>

		す。
第 27 条 4 項	<p>新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から1年を経過する日より前にお客さまが第1項によって本契約を解約する場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、本小売電気事業者の請求を踏まえ当社は、お客さまに請求し、当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。</p>	<p>新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から1年を経過する日より前にお客さまが第1項によって本契約を解約する場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められ、本小売電気事業者が当社に請求した場合、当社はお客さまに請求し、<u>お客さまは</u>当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。</p>
第 28 条 1 項	<p>お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者（ただし、経過措置期間経過後は一般送配電事業者）から電気の供給を受けることができることを説明します。</p> <p>(1) 第19条（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>(2) 料金の支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(3) 他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(4) 本契約によって支払うこととなった工事費等を支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>(5) 当社または当社の代理店（媒介業者）との本契約以外の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期日を経過してなお支払わ</p>	<p>お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には<u>本小売電気事業者による</u>電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者（ただし、経過措置期間経過後は一般送配電事業者）から電気の供給を受けることができることを説明します。</p> <p>(1) <u>第20条（供給の停止）</u>によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>(2) 料金の支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(3) 他の<u>本契約</u>（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(4) 本契約によって支払うこととなった工事費等を支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>(5) 当社または当社の代理店（媒介業者）との本契約以外の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期日を経過してなお支払わ</p>

	<p>れないとき。</p> <p>(6) 本契約の条項（第 31 条（反社会的勢力排除に関する条項）を含みます。）に違反したとき。</p> <p>(7) 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(8) 破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。</p>	<p>れないとき。</p> <p>(6) 本契約の条項（<u>第 33 条（反社会的勢力排除に関する条項）</u>を含みます。）に違反したとき。</p> <p>(7) 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(8) 破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。</p> <p><u>(9) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに 20 日間経過してなお支払わない場合</u></p> <p><u>(10) 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだとき。</u></p> <p><u>(11) 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約等に基づき譲受人から通知を受けたとき。</u></p>
第 28 条 2 項	<p>当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、お客さまは当社との本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1)本契約の条項（第 32 条（反社会的勢力排除に関する条項）を含みます。）に違反したとき。</p> <p>(2)差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3)破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。</p>	<p>当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 本契約の条項（<u>第 33 条（反社会的勢力排除に関する条項）</u>を含みます。）に違反したとき。</p> <p>(2) 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3) 破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。</p>
第 28 条 4 項		<p>（新設）</p> <p><u>お客さまが第 27 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項による通知をされないでその需要場所から移転し、電気を使用されていないことが明らかな場合には、需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は終了するものといたします。</u></p>
第 29 条		<p>（新設）</p> <p><u>当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了し、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社</u></p>

		は、あらかじめその旨とその他必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、当社が指定する小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに書面により通知するものとし、 <u>ます。</u>
契約の変更	第 29 条 1 項 お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、すみやかに当社に書面または、 <u>別途当社が指定する方法により変更の申込みをしていただきます。</u>	第 30 条 1 項 お客さまが本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、すみやかに当社に書面により変更の申込みをしていただきます。
契約の変更	第 29 条 2 項 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を通知し、当社の了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。	第 30 条 2 項 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を <u>当社が適切と考える方法にて通知し、当社が適切と考える方法での</u> 了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。
契約の変更	第 29 条 3 項 前項による契約電流、契約容量、契約電力の減少が新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払いを求められた場合には、本小売電気事業者の請求を踏まえ当社は、お客さまに請求し、当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。	第 30 条 3 項 前項による契約電流、契約容量、契約電力の減少が新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払いを求められ、 <u>本小売電気事業者が当社に請求した場合には、当社はお客さまに請求し、お客さまに当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。</u>
契約の変更	第 29 条 4 項 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、1 月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。	第 30 条 4 項 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、 <u>原則として申込をされた日若しくは設備が変更された日以降の検針日から適用します。</u> ただし、

		双方が合意した場合はこの限りではありません。
名義の変更	第 30 条 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続によることができます。この場合、新たなお客さまは、当社が指定する文書により申し出ていただきます。	第 31 条 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで本小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまの当社および本小売電気事業者に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続によることができます。この場合、新たなお客さまは、当社が指定する文書により申し出ていただきます。

VII その他

該当条項	変更前	変更後
管轄裁判所	第 31 条 本契約にかかる訴訟については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	第 32 条 本契約にかかる訴訟については、 <u>東京地方裁判所</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

該当条項	変更前	変更後
第 3 項	第 2 条（用語の定義）第 15 項第(4)号にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまに負担していただきます。	第 2 条（用語の定義）第 15 項にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受ける工事費の全額を <u>本小売電気事業者が当社に工事費負担金として請求した場合、当社はお客さまに請求し、</u> お客さまに負担していただきます。

別紙

該当条項	変更前	変更後
別紙 3.1	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 36 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 <u>36</u> 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 <u>32</u> 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

<p>別紙 4.1</p>	<p>燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γ=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価=(X円-平均燃料価格(円))×(2)の基準単価/1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合</p> <p>燃料費調整単価=(平均燃料価格(円)-X円)×(2)の基準単価/1,000</p>	<p>燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 I=A×α I+B×β I+C×γ I</p> <p>平均燃料価格 II=A×α II</p> <p>A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α I、β I、γ I、α II=別表に定める係数</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 燃料費調整単価(燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II)</p> <p>燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 燃料費調整単価 II</p> <p>①1 キロリットル当たりの平均燃料価格 I が基準価格 X I 円を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 I=(X I 円-平均燃料価格 I)×(2)の基準単価 I/1,000</p> <p>②1 キロリットル当たりの平均燃料価格 I が X I 円を上回る場合</p>
-------------------	--	---

	<p>(3) 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>$\text{燃料費調整単価 I} = (\text{平均燃料価格 I} - \text{X I 円}) \times \text{(2)の基準単価 I} / 1,000$</p> <p>(b) 燃料費調整単価 II</p> <p>①1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が基準価格 X II 円を下回る場合</p> <p>$\text{燃料費調整単価 II} = (\text{X II 円} - \text{平均燃料価格 II}) \times \text{(2)の基準単価 II} / 1,000$</p> <p>②1 キロリットル当たりの平均燃料価格 II が X II 円を上回る場合</p> <p>$\text{燃料費調整単価 II} = (\text{平均燃料価格 II} - \text{X II 円}) \times \text{(2)の基準単価 II} / 1,000$</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 (燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II)</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格 I および平均燃料価格 II によって算定された燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>																															
<p>別紙 4.2</p>	<p>基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p>	<p>基準単価 (基準単価 I、基準単価 II)</p> <p>基準単価 I は、平均燃料価格 I が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。基準単価 II は、平均燃料価格 II が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p>																															
<p>別紙 4.3</p>	<p>燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p>	<p>燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その月の使用電力量に別紙 4 燃料費調整 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価 = 燃料費調整単価 I + 燃料費調整単価 II</p>																															
<p>別紙 4 別表：燃料費調整単価算出係数等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.1543</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.1322</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td>燃料価格</td> <td>X</td> <td>26,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.1543	β	0.1322	γ	0.9761	燃料価格	X	26,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">係数</td> <td>α_I</td> <td>0.0406</td> </tr> <tr> <td>β_I</td> <td>0.0992</td> </tr> <tr> <td>γ_I</td> <td>1.1994</td> </tr> <tr> <td>α_{II}</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料価格</td> <td rowspan="2">X</td> <td>X_I</td> <td>80,300</td> </tr> <tr> <td>X_{II}</td> <td>79,300</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α_I	0.0406	β_I	0.0992	γ_I	1.1994	α_{II}	1	燃料価格	X	X_I	80,300	X_{II}	79,300
項目		値																															
係数	α	0.1543																															
	β	0.1322																															
	γ	0.9761																															
燃料価格	X	26,000																															
項目		値																															
係数	α_I	0.0406																															
	β_I	0.0992																															
	γ_I	1.1994																															
	α_{II}	1																															
燃料価格	X	X_I	80,300																														
		X_{II}	79,300																														

	ラブちゃん でんき中国 Aの場合	基準単価(最初の 15 キロワット時 まで)	3円68銭0厘		基準単 価I	標準プラン A、標準プ ランA相当 プランの場 合	最初の 15 ロワット 時まで	3円18銭5厘	
		基準単価(15 キロ ワット時をこえ る 1 キロワット 時につき)	24 銭 5 厘					15 キロワ ット時を こえる 1 キロワッ ト時につ き	21 銭 2 厘
	上記以 外	基準単価(1 キロ ワット時につき)	24 銭 5 厘			上記以外 の場合		1 キロワ ット時 につき	21 銭 2 厘
					基準単 価II	標準プラン A、標準プ ランA相当 プランの場 合	最初の 15 ロワット 時まで	1 銭 7 厘	
								15 キロワ ット時を こえる 1 キロワッ ト時につ き	1 厘
						上記以外 の場合		(1 キロ ワット時 につき)	1 厘
別紙 5.3	第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項 (2)号または第 2 項 (2)号に該当する場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。			本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項 (2)号または第 2 項 (2)号に該当する場合の上記 1. (1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。					